

Title	江戸前期の『散木奇歌集』：下冷泉為景による書写と校合
Sub Title	On the texts of Sanbokukikashu in the Early Edo period
Author	伊倉, 史人(Ikura, Fumito)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2011
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.101, No.1 (2011. 12) ,p.93- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川村晃生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01010001-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸前期の『散木奇歌集』

——下冷泉為景による書写と校合——

伊倉 史人

はじめに

五〇本を超える源俊頼の家集『散木奇歌集』の現存伝本^①のうち、善本とされているのは宮内庁書陵部蔵本（五〇一・七二三、以下「御所本」）と筑波大学附属図書館蔵阿波國文庫旧蔵本（911.14/M138、関根慶子氏旧蔵本、以下「阿波本」）であろう。前者は『新編国歌大観』と『私家集大成』の底本に、後者は校本^②の底本にそれぞれ採用されている。

書写年代の古さ、伝来の確かさかという点では、藤原定家等筆の冷泉家時雨亭文庫蔵本^③が群を抜いているが、他に類本を見ない草稿的な性格を有する伝本^④であり、御所本及び阿波本に取って代わるものではない。

冷泉家時雨亭文庫蔵本を除く『散木奇歌集』の伝本については、早く関根氏によって分類整理が行われ、諸本は群書

類従本系と大野広城本系の二系統に大別された。⁵⁾ 続いて、平澤五郎氏は、諸本を第一類〜第四類に分類する見解を示し、⁶⁾ 現在では同氏の分類が行なわれている。

『散木奇歌集』は全一〇巻からなる家集であるが、その伝本の多くは巻九と巻十の両巻を欠いている（両巻を存する伝本であつても他本で補訂した伝本、もしくは両巻を補訂した伝本の転写本である伝本が多い）。平澤氏の分類の第一類〜第三類の伝本がそれにあたり、八巻本系統とも呼ばれている。それに対して第四類は十巻を完備した系統（十巻本系統）で、同系統に属する御所本、阿波本が先に記したとおり諸本中の善本として広く用いられている。

そうした中、稿者は阪本龍門文庫に伝わる伝本二種（甲本・乙本、以下本稿ではあわせて龍門文庫本と呼ぶ⁷⁾）の調査を通じ、両本がいわゆる資経本『散木奇歌集』（現存せず）の転写本であり、顕昭筆本や俊頼自筆本のおもかげをもとどめていること、さらには八巻本系統の特徴を持つ伝本でありながら一〇巻を備えた伝本であつて、御所本、阿波本の対校本たりうる善本であることを明らかにした。⁸⁾ また、御所本と阿波本には、その祖本の段階において、龍門文庫本そのものではないものの同系統の伝本と接触した痕跡が認められる点についても指摘した。

本稿では、八巻本系統と一〇巻本系統の両善本の「接触」について新たに判明したことを検討し、江戸前期における『散木奇歌集』の伝本の生成に関してささやかな考察を試みたい。

一

龍門文庫本は、俊頼自筆本を仁平四年（一一五四）に顕昭が書写した本に発し、宝治二年（一二四八）に「六旬有餘翁」、永仁二年（一二九四）に藤原資経によって転写され、さらに数次の書写を経た伝本である。詳細については稿者前

稿に譲ることとして、ここでは同本が資経本私家集の『散木奇歌集』の転写本であるという点を再確認しておきたい。

資経本私家集とは、冷泉家時雨亭文庫に伝わる、二条家の右筆と目される藤原資経によって書写された平安、鎌倉の私家集群のことである。三八集三九帖が同文庫には伝わるが、うち二六帖に奥書あり、確認できる範囲では『重之集』の正応五年（一二九二）が最も早く、『惠慶集』の永仁四年（一二九六）が最晩年の書写となる。

龍門文庫本は甲本が江戸初期、乙本が江戸前期の写本であつて資経本原本ではないが、巻六、巻八の末にそれぞれ「第三巻表紙云／永仁二十十四書了 資経（花押）」、「第四巻表紙云／永仁二十一廿書了 資経（花押）」と永仁二年（一二九四）の書写奥書が模写されていて、資経本の転写本であることが判明する。¹⁰

また、資経本私家集に共通する特徴として、

- 1 料紙に布目地の色紙を用いる。
- 2 每半葉一〇行書きで、和歌は二行書きにする。
- 3 集付が見られる。
- 4 歌頭に「一」と書いたような墨線（合点歟）を歌頭に付す。¹¹
- 5 作者勅物が付けられている。

という5点が指摘できるのであるが、龍門文庫本では1、2の特徴は転写本であるため保存はされていないものの、3、5の特徴を有することが確認できる。

さて、龍門文庫本で確認しておきたい点がもう一つある。同本の分冊の状況と奥書の位置を次に示す。

□上冊（一～六八四）

散木奇譚集第一 春部 一月／二月／三月……………第一冊

散木奇譚集第二 夏部 四月／五月／六月

〔半丁白紙〕

散木奇譚集第三 秋部 七月／八月／九月……………第二冊

散木奇譚集第四 冬部 十月／十一月／十二月

□中冊（六八五～一二四二）

散木奇譚集卷第五 祝部／別離／旅宿……………第三冊

散木奇譚集第六 悲歎部／神祇／釈教

〔永仁二年資經奥書〕

散木奇譚集第七 恋部上……………第四冊

散木奇譚集第八 恋部下

〔永仁二年資經奥書〕

□下冊（一二四三～一六二二）……………第五冊

散木奇譚集第九 雜部上

散木奇譚集第十 雜部下 長歌／旋頭哥／混本哥／折句哥／沓冠折句哥／隱題／連哥

〔仁平四年顯昭奥書〕

〔宝治二年〕「六旬有餘翁」奥書

〔作者勸物〕

龍門文庫本は右のとおり三冊本であるが、白紙の位置、そして資経の奥書の位置から、資経本は五冊本であったと考えられるのである。『歌本奇歌集』の現存伝本中では五冊本の形態を取るものは国立国会図書館蔵岸本由豆流旧蔵本のみであり、珍しい分冊形態と言^(B)える。宝治二年の「六旬有餘翁」による奥書には、顯昭本は「片假名横切一帖厚雙番」で読みにくいため三冊に分けて書写したことが見えるが、資経が書写した段階で五冊本に改めたのであろう。この点は、後の考察に関わってくる。

なお、龍門文庫本は恋上に八〇首（一〇〇四番歌〜一〇八三番歌）の欠脱があり、それが資経本においてすでに見られる欠脱だとすると、四冊目の分量が著しく少ないこととなるので、欠脱が生じたのは資経本が転写された後であって、龍門文庫本もしくはそこに至るまでの間に三冊として書写されたと推測される。

一一

現在善本とされている御所本と阿波本は外形的にも、本文的にも親近性があり、近しいところに共通する祖本を持つことが、関根氏によって指摘され、平澤氏も追認している。^(B) 両氏の挙げた両者の共通点は次の7点に整理できよう。

ア 外形

《法量》 御所本 縦二八・〇糎、横二〇・三糎

阿波本 縦二七・五糎、横二〇・〇糎

《題簽》 金泥竜文文様で共通（地色は御所本が赤地、阿波本は薄青色地で異なる）

イ 冊数及び分冊状況

上下二冊本で、上冊を第一春部から第六まで、下冊を第七から第十までとする。また『基俊集』（内題ナシ）を合写する。

ウ 集付と「一」という合点

《集付》 御所本 上冊 七三箇所 下冊 二四箇所

阿波本 上冊 七六箇所 下冊 二四箇所

《合点》 御所本 上冊 五箇所 下冊 八箇所

阿波本 上冊 三六箇所 下冊 八箇所

エ 墨付丁数

御所本 上冊 九四丁表まで（欠脱一丁分） 下冊 六六丁表まで

阿波本 上冊 九五丁表まで 下冊 六六丁表まで

オ 独自異文を共有する（正誤いずれも）

カ 每半葉一三行で改丁箇所（半葉ごとの書写本文）が一致する割合が高い。

キ 漢字・仮名の使い分け、送り仮名の有無、仮名遣いが概ね一致する。

これらの共通点のうち、アの法量に関しては大本の書形の標準的な寸法であり、また題簽の文様についても特に珍しいものではないので、取り立てて共通点とすべきものではないかもしれない。

エの墨付丁数については、御所本の上冊には一丁分、歌数にして八首ほどの脱落があるが、丁の表と裏の間にあることから、御所本の落丁ではなく、書写時のめくり飛ばしの可能性が高いと考えられている。

また、共通する独自異文(オ)については、平澤氏が、御所本を底本とする『新編国歌大観』解題の「校訂表」に挙げられている校訂箇所、すなわち本文の誤謬箇所を阿波本と比較した結果、二五例の独自異文のうち二二例が一致し、偶然では片付けられないと結論付けている。

カ、キについての詳述は避けるが、例えば両本の影印を並べて見ると、直ちに気がつく点である。

ウの御所本と阿波本に付された集付と合点については、両本の祖本の段階で資経本系統の『散木奇歌集』から移写されたものと考えられることを稿者前稿において指摘した。この点についてはまた後ほど取り上げたい。

さて、最後にイであるが、まずは上下二冊本という形態について言えば、現存する『散木奇歌集』の伝本のうち、二冊本の形態は比較的珍しく、十巻本系統では他に慶應義塾図書館蔵〔萩原宗固〕筆本のみである。その上、『基俊集』を合写する伝本となると御所本と阿波本以外には存在が確認できない。

この『基俊集』の合写に関しても既に関根氏の指摘がある。詳細は次節に譲ることとして、関根氏の見解を概略説明すれば、すなわち、『基俊集』の伝本中には「藤譚玄」なる人物による奥書があり、その奥書より「藤譚玄」が『散木奇歌集』と『基俊集』の両本を合写し奥書を加えたことが判明する。そして、その後「藤譚玄」の奥書が落ちた写本が作

成され、御所本や阿波本のような伝本が生じたと推測されるという。

三

『基俊集』の伝本は、滝沢貞夫氏によって次のとおり自撰本系統、他撰本系統、中古六歌仙本に整理されている。⁽¹⁵⁾

一 自撰本系統

(1) 散木奇歌集合綴本系

(2) 書陵部蔵御所本(五九一・七四三)系

(3) 群書類従系

(4) 榊原家本系

二 他撰本系統

三 中古六歌仙本

本稿に関わるのは、自撰本系統の伝本のみであるが、同系統はさらに四類に別つことができる。(1) 散木奇歌集合綴本系というのが、御所本及び阿波本に付載された『基俊集』のことで、自撰本系統の最初の姿を示しているという。(2) 書陵部蔵御所本は(1)の末尾に中古六歌仙所収歌二八首(七番歌を除く)をそのまま付載した系統である。(3) 群書類従系は(1)の末に中古六歌仙所収歌を追補する際に、(1)と重複しない特有歌一四首のみを「追出考」として

付載した伝本群である。また(4)榊原家本系は(3)にさらに勅撰集入集歌を追加している。

さて、この自撰本系統の内、(2)書陵部藏御所本(五九一・七四三)系では同本の他に宮内庁書陵部藏谷森本(谷・三二五)、ノートルダム清心女子大学附属図書館黒川文庫藏本(C32)、島原図書館松平文庫藏本(一三五・四二)、上賀茂神社三手文庫藏本(歌・甲・二三八、今井似閑本)、山口県立図書館藏本(一〇五、今井似閑本転写)に、(4)榊原家本系では同本と河野記念館藏本(三四六・八三二)、宮内庁書陵部藏本(一五五・九〇)、鶴見大学図書館藏本(911.132/F-86)、慶應義塾図書館藏本(IL/2A/1034)に次の奥書が記されている。このうち書陵部藏御所本(五九一・七四三)の奥書を引用する。

茲散木集二冊、以

仙洞新本謄寫出、后每

輪直、依

禁裡古本、校正焉、蓋自正

月一日、基俊家乘也、夫

俊頼・基俊之二子、同世

而生、同道而立。其名鳴

于一時、其統傳于萬古、

可謂倭歌之仙矣、今合

二集、為全書、聊欲有助

觀覽而已

戊寅臘月七日

藤譚玄誌

右の奥書から読み取れることを整理すれば、以下の5点になろう。

- a まず「仙洞新本」を謄写した。
- b 次に「禁裡古本」で校正をした。
- c その後『基俊集』を合写した。理由は、基俊が俊頼と同時代にあつて、同じ和歌の道で名を鳴らした歌仙であるからである。
- d aとcを「戊寅臘月七日」から翌年正月一日までに「藤譚玄」が行つた。
- e この両集の合写本は二冊本の形態である。

そしてこの奥書から、現存はしないものの、同奥書を持つ『基俊集』合写『散木奇歌集』二冊本が存在したことが想定される。また、関根氏が推測するように、「藤譚玄」の奥書が落ちた（あるいは意図的に落とした）写本が作成され、そこから派生した伝本が御所本と阿波本であると考えられる。

さて、ではこの両集を合写した「藤譚玄」とはいつたい誰であろうか。答えは、実は意外な所に見い出すことができ。延宝九年（一六八一）徳川光圀が命を下し、貞享三年（一六八六）八月に一先ずの完成を見た『本朝文集』の、卷

第八十の藤原（下冷泉）為景の遺文中に「散木奇歌集跋」として右奥書が載録されているのである。

藤原為景は慶長一七年（一六一二）生まれ、藤原惺窩を父とする。はじめ旧所領「細河」「小野」の首尾を採って細野を名告る。正保四年（一六四七）五月七日、後水尾院より廢絶していた下冷泉家再興の勅許が出され、幕命によって為景が下冷泉家を継ぐことになる。慶安五年（一六五二）三月一日に自害（理由は不明）、四一歳の生涯を閉じる。¹⁷

光圀と為景のつながりは、正保三年（一六四六）春、光圀が書籍の調査・収集のために人見卜幽（水戸藩士、儒学者、一五九九〜一六七〇）を上京させた折、卜幽と為景とが相知るようになったのがきっかけと考えられる。同じく光圀編纂の『扶桑拾葉集』も為景を厚遇し、卷三〇に都合一二の辞、序、記を輯録する（中には「報源光圀詩歌序」を含む）。下冷泉家の再興も、光圀の後ろ盾によるものかと推測されている。

「藤譚玄」が為景と判明すると、奥書が記された「戊寅臘月七日」は寛永一五年（一六三八）一二月七日と確定できる。同様に、「仙洞新本」は後水尾院のもとにあった『散木奇歌集』ということになるうか。寛永七年（一六三〇）一月一日に従五位下、図書頭となるが、『系図纂要』の為景の注記には「図書頭、仕後水尾帝」と見える。同一六年（一六三九）一〇月五日には「仙洞三十六番歌合」に加わり、以降も仙洞で行われる歌会（詩歌会）への参加が確認できるといふ。下冷泉家の再興を院に許されたのは先に見た通りである。

四

万治四年（一六六一）の禁裏火災の時に焼亡する以前の、慶安二年（一六四九）当時の禁裏文庫の蔵書内容の一部を伝える目録に、大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』があるが、その末尾には、慶安三年〜四年にかけて目録の作成に

あたったと目される者たちの名前が記されている。そして、目録作成者のうちの「字書之奉行」として為景の名を見つ
けることができる。

同目録には、歌書、物語、日記、随筆、史書、漢籍、仏典といった様々な書目が記載されていて、「春御檐子目録」と
いう目録中に『散木奇歌集』も次のように記載されている。

散木集 源俊頼朝臣 五(冊)

また、同じく万治四年以前の禁裏文庫の蔵書内容を伝える東山御文庫蔵『古官庫歌書目録』中の「古春御檐子目録」に
も、

散木集 源俊頼朝臣 五(冊)

散木奇哥集 二(冊)

と、『散木奇歌集』の書名を確認できる。図書頭であり、かつ目録の作成に携わった為景の手の届く範囲には、『散木奇
歌集』の伝本が二部存在したのである。

『古官庫歌書目録』には『禁裡御蔵書目録』には見えない二冊本の『散木奇歌集』が記載されているが、前者は後者の
目録が作成された後、新たに禁裏に収められた典籍を含めた、後発の目録と考えられている。但し、『古官庫歌書目録』

には「古春御檐子目録」と「古」とあるにも関わらず、『禁裡御藏書目録』に二冊本が見えないとなると、さらに両者の間にも「春御檐子目録」が作成されていたことが想定できようか。

そのことはさておいて、両目録に見える二部の『散木奇歌集』のいずれかが、前掲為景の奥書に見える、校正に用いられた「禁裡古本」であると考える。さらに言えば、目録中の二部の『散木奇歌集』のうち、五冊本を「禁裡古本」に比定することができる⁽²⁰⁾と考える。

為景が書写した『散木奇歌集』（『基俊集』合写）の流れを汲むのが、御所本と阿波本であることは前節において述べた。そして両本には、祖本の段階で資経本『散木奇歌集』と接触した痕跡、端的に言えば校合（校正）の跡が見て取れることを稿者前稿で指摘した。さらに、その校合に用いられた『散木奇歌集』は、為景による前掲『基俊集』の奥書から「禁裡古本」であることが判明している。すなわち、「禁裡古本」は資経本『散木奇歌集』の転写本であったと推測されるのである。資経本『散木奇歌集』が前述のとおり禁裏本と同じく五冊本であったと推測される。なお、資経本そのものでなく、転写本と考えるのは、両目録には資経本私家集の『躬恒集』『山家集』『式部史生秋篠月清集』『家隆卿家集』が記載されていて、それらには「資経筆」と注記されているのに対して、『散木奇歌集』の場合にはそうした注記が見られないからである。

さて、結論が先になってしまったが、御所本と阿波本に祖本の段階で資経本『散木奇歌集』（転写本）と接触した痕跡が残るという点、すなわち校合の跡を確認できるという点について、稿者前稿の再説になってしまいが、簡単に説明しておくことにする。

まず、集付及び「一」という合点が御所本、阿波本本来のものではなく、資経本『散木奇歌集』から移写されている

ことは明白である。実際に例を見てみよう。

資経本の系統である龍門文庫本の二六三番歌→二六五番歌の歌順と二六三番歌の集付は次のようになってい

大貳長実白川にて郭公をよめる

^金音せぬはまつ人からか郭公たれをしへけんかすならぬみを (二六三)

^{続古}ならの哥合に人にかはりて

ほと、きすなくうれしさをつゝめとも袖にはこゑもとまらさりけり (二六五)

左京大夫経忠の八条家にてよめる

郭公こゑましかねてゆふけとふみちのうらにもことよきものを (二六四)

二六三番歌には歌頭左右に集付があつて一件不番に思えるが、『金葉集』(三奏本・二二二)、『続古今集』(二五四五)に入集していることが確認できて誤りではない。さて同じ箇所を御所本で見ると、歌順は二六三番歌→二六四番歌→二六五番歌となつていて、次のように二六五番歌を二六三番歌の後に移すように移行符が付けられていることが確認できる。これは資経本『散木奇歌集』(転写本)と校合し、集付を移写した際に、歌順の相違に気づき移行させるよう注記したものと推測される。

大貳長実白河にて郭公をよめる

金
「おとせぬは待人からか郭公たれをしへけむかすならぬ身を（二六三）
続五
左京大夫経忠の八条家にてよめる」

郭公声待かねてゆふけとふ道のうらにもことよき物を（二六四）

ならの哥合に人にかはりて

郭公なくうれしさをつゝめとも袖にはこゑもとまらさりけり（二六五）

阿波国文庫では、歌順は正順だが、

大貳長実白河にて郭公をよめる

金
おとせぬは待人からか郭公たれをしへけむかすならぬ身を（二六三）

左京大夫経忠の八条家にてよめる」

郭公声待かねてゆふけとふ道のうらにもことよき物を（二六四）

ならの哥合に人にかはりて

続五
郭公なくうれしさをつゝめとも袖にはこゑもとまらさりけり（二六五）

と『続古今集』の集付のみを『続古今集』入集歌ではない二六五番歌に移動させてしまっている。おそらく阿波本の親本には、御所本のように移行符が付されていたのであるが、符号の意図するところを汲み損ねてしまったのであろう。

さらに集付に関して言えば、龍門文庫本には『金葉集』から『新後撰集』までの勅撰集（『堀河百首』も一首あり）の集付が施されているが、入集したすべて歌に集付が付けられてはいない。例えば、『散木奇歌集』から『金葉集』（二度本）へは三五首が入集するが、そのうち二四首分だけに集付が見られる。でありながら、龍門文庫本と御所本及び阿波本との集付が一致しているのは、先の二六三番歌の例からして前者の集付を後者へ移行したとするのが妥当であろう。「一」の合点については、先に確認したように資経本私家集に見られる特徴の一つであって、御所本や阿波本本来のものではないことも既に明らかである。御所本で同合点が極端に少ない（前々節ウ参照）のも、本来のものではないとすれば、納得がいく。

また、御所本と阿波本に付された異本注記からも、資経本『散木奇歌集』（転写本）との接触が確認できる。一例をあげておこう。御所本及び阿波本の三〇六番歌には、

あはれにもみさほにもゆるほたる哉こゑたてつへき此世と思へは

と、五句に異文が注記されているが、資経本系の龍門文庫本の本文がそれに一致している。

以上のように、御所本と阿波本とに資経本『散木奇歌集』（転写本）との接触の跡が残されているが、それは為景の「校正」の結果であったのである。

今一度為景が行ったことを整理しておきたい。まず寛永一五年（一六三八）二月七日に「仙洞新本」（未詳）を謄写し、さらに『古官庫歌書目録』『禁裡御蔵書目録』に記載される、資経本系統の五冊本『散木奇歌集』で校合を行った。これが「禁裏古本」による「校正」である。そして、その際に、集付、「一」の合点等を移写し、さらには本文異同を注記した。さらには『基俊集』を合写し、その旨を記す奥書を付与した、ということになるであろう。

五

前節で確認したことに、少しく補足をしておきたい。

平林盛得氏や田島公氏によつて、万治四年焼失本のうち、史書、記録、故実書の類の副本が後西院のもとで作られていたことが明らかにされている。また、久保木秀夫氏は宮内庁書陵部御所本の私家集の中に、同様に後西院周辺で作成された万治四年以前の副本が相当数含まれている可能性を指摘している。しかしながら、『散木奇歌集』の場合、御所本は禁裏本を底本とした副本ではなく、為景が書写校合した『散木奇歌集』であつた。なぜ禁裏本を底本とせず、為景本に拠ることになったのか。その点は全く不明としか言いようがない。

また、御所本には次の奥書が朱筆で移写されていることはよく知られている。

仁平四年正月十九日未時許以彼家自筆本書写了 一校了

永久三年六月三日顯輔會瞿麦制牆

意尊

なてしこのもとに、ほへるしはかきはしはしも人のとまらぬはなし

俊頼

かきねにはむくらもはひてしけからんすこしたちのけやまとなてしこ

如此會者此律哥俊頼詠歎、而世以稱意尊哥、又不入散木集、又清輔朝臣一字抄意尊卜注了、甚以不審歎、

世人又多者稱俊頼也、如何、又第二句ハムクラノツユモ云々

寶治元年九月廿七日於證本而書寫訖、此本者故顯昭法橋自筆云々、片假名横切一帖厚雙岳也、披閱之間依有煩書分三帖了、彼顯昭文書等讓与弟子印雅、々々同宿故幸清法印房修焉之時、印雅讓幸清、々々入滅之後故超清法印傳得、超清持両妻之間、彼是相争散々云々、不慮之外傳借件本書寫了、但日々無餘暇夜々勵筆功仍筆跡狼藉可察老眼

右奥書は龍門文庫本の奥書と同じものである。すなわち資経本『散木奇歌集』の本奥書ということになる。この奥書には「右之奥書者或本ニ載之、仍于此書加了、寛文七十九」という識語があつて、寛文一〇年（一六七〇）の後西院による書入と推測されている。²³万治四年（一六六一）の禁裏文庫焼失後およそ九年後のことである。さて、この奥書はどこから移写されたのであろうか。禁裏本のうちの五冊本（これは資経本系統である）は焼失を免れていたのであらうか。あるいは（龍門文庫本のような）転写本が存在していたのであろうか。禁裏周辺に資経本『散木奇歌集』の転写本が存在していた可能性がうかがわれるが、それ以上のことはやはり不明である。

六

最後に円珠庵に伝わる契冲筆『散木奇歌集』と御所本及び阿波本の関係を見ておくことにする。

契冲筆本は平澤氏によつて紹介され知られるところとなつたが、同本は八卷本系（第一類）の伝本で、卷八までが契冲筆で、卷九と卷一〇が別筆の写本によつて補綴されている。契冲筆本の詳細については平澤氏の解題を参照していた

だくとして、⁽²⁾ここでは補綴された二巻にのみ注目して論を進めて行くことにしたい。

結論を先に言えば、この両巻は御所本、阿波本と同系統の本、すなわち為景本の系統の伝本であると思われる。

契沖筆本は毎半葉一二行で、御所本や阿波本の一三行と比べると一行少ないのであるが、改行箇所が、特に巻の冒頭部分において概ね一致する。また、漢字・仮名の使い分け、送り仮名の有無、仮名遣いの一致度も高い。試みに巻九の冒頭半葉分を次に翻字し、阿波本との比較を行つてみた（契沖等による朱書人は翻字除く）。

散木奇譚集第九

雑部上

はるのつかさめしに俊重か式部丞申ける申文にそへ

て頭弁重資のもとへつかはしける

ひのひかりあまねき空のけしきにも我身(わがみ)ひとつは雲かくれつ、

これを御らんして周防内侍をめてこれかかへしせよと

仰られければ心はいかやうにかさもさふらひぬへき1先1

まにや／しさふらうへきと申ければさこそはと御気色

ありけ／れはつかまつりけるはしける¹

なにかおもふ春のあらしに雲はれてさやけき影そ君のみそみん

そのたひなりけるとそ

思事ありけるころよめる（※この後阿波本もう一行あり）

本文傍らに（ ）を付して示したのが阿波本の本文であるが、漢字・仮名の使い分け、送り仮名の有無、仮名遣いの違いで異なるのは一箇所のみである。また改行の位置も二行を除き一致している。また原本同士を比べてみると明らかであるが、字様もかなり似通っている。

集付は契沖本補綴両巻には一三首に付すところ、御所本と阿波本は一〇首であるが、五首に付された「一」の合点（これは本来資経本のもの）は一致する。

一方、御所本や阿波本との違いは、本文と同筆の墨の書人が多く見られる点である。巻九、一〇の両巻で九〇カ所以上の異本注記が確認できる。いくつか例をあげてみよう。

まず右の巻九冒頭の二三四番歌「なにかおもふ…」の詞書には、翻字にみるように脱文の指摘と、「つかまつりける」の傍らに「（つか）はしけるイ」という異同が示されている。

次に一五四九番歌を例としてあげよう。

春くれはたなひく煙たえせすときくのはなにのくさかもゆらん
と五句目に異本注記が見られる。

もう一例、一五九九番の連歌であるが、
すみとりのすみもとられてゐたるかな
みゆるかなイ

つく

ひもをこされぬひをけのつらに

と、上の句の三句目に異同が記されている。

さて、ここに例示した異同であるが、実はすべて龍門文庫本の本文に一致する。のみならず約九〇箇所ある異本注記の大半が龍門文庫本の本文、すなわち資経本『散木奇歌集』の本文に一致するのである。

先に確認したように、御所本や阿波本にも資経本『散木奇歌集』（転写本）が伝える異文が書き入れられている。しかし稿者前稿で示したように、全巻でわずか三箇所にすぎない。よって「資経本もしくはその転写本の、御所本と阿波本の祖本の本文への影響は概して大きくなかった」と結論づけたのであるが、その結論には修正が必要なようだ。むしろ為景が「輪直毎」に校正したと奥書に記していることをそのまま受け取れば、御所本と阿波本の異本注記の少なさが、むしろ不自然に感じられてくるであろう。為景本は、本来契沖筆本の補綴両巻の部分のように「禁裏古本」すなわち資経本『散木奇歌集』との校合の結果が、綿密に書き込まれていたのではないだろうか。

契沖筆本については、まだ検討すべき点が多い。別の機会を設けて、さらに考察していきたいと思う。

おわりに

本稿では、『散木奇歌集』の一〇巻本系統の善本である御所本と阿波本と、八巻本系統の善本である龍門文庫本とが、江戸前期における『散木奇歌集』の伝本の生成について考察する上でも重要な伝本であることを明らかにした。また『古官庫歌書目録』『禁裏御蔵書目録』の両目録に記載された『散木奇歌集』二部が現存せず、あるいは副本も作成されなかった事実をふまえると、為景の『散木奇歌集』の伝来に果たした役割がいかに大きなものであったかということも示

し得たのではないかと考える（自撰本系統『基俊集』の現存伝本が為景が『散木奇歌集』に合写した『基俊集』から派生していることを考えると、『基俊集』の伝来に寄与した点も大きかったと言えるのではなからうか）。

さらに、平澤氏の論ずるように契沖筆本が江戸中期以降の『散木奇歌集』の流布に与えた影響は大きいものであるが、為景本『散木奇歌集』を検討する上でも、契沖筆本は重要な伝本であることが、十分な考察はできなかったものの、確認することではなかったかと考える。

注

(1) 平澤五郎「散木奇歌集伝本考(一)」「(二)」(斯道文庫論集第二十三、二十七輯・昭和六三年三月、平成五年三月)所掲の三四の伝本の他に、次の諸本が確認できる。

冷泉家時雨亭文庫蔵本(藤原定家他筆、一帖)、阪本龍門文庫蔵甲本(2/14/143/3・三冊)、同乙本(2/14/144/3・三冊)、京都女子大学図書館谷山文庫蔵本(263/Ta88/478・三冊)、鶴見大学図書館蔵本(911.104/H、抄出本、『抄書〈歌集部〉』の内)、早稲田大学図書館蔵本(文庫30.00030・中野幸一氏旧蔵本、一冊)、関西大学岩崎文庫蔵本(911.238・安永八年小沢蘆庵本写、三冊)、熊本大学北岡文庫蔵本(8/2/87・一冊)、甲南女子大学蔵本(Z911.1/S21/1/2、二冊)、大阪天満宮蔵本(66/21・四冊)、国文学研究資料館蔵本(サ2/55・存春部、群書類従写、一冊)、国文学研究資料館蔵本(サ2/115・三冊)、国文学研究資料館初雁文庫蔵本(18/046・三冊)、富山市立図書館山田孝雄文庫蔵本(5091、存卷一、八、一冊)、石川県立図書館川口文庫蔵本(W911.1・存一、五、一冊)、篠山市青山会文庫蔵本(二冊)、甲賀市水口図書館蔵本(三冊)、盛岡市公民館本(和0178・藏南部家旧蔵本、群書類従写、三冊)、岩手県立図書館本(黒川盛隆筆本、新099/K32・一冊)。

(2) 関根慶子・大井洋子『阿波本散木奇歌集 本文校異篇』(昭和五四年七月・風間書房)。

(3) 安貞二年(一二二八)写。影印に『冷泉家時雨亭文庫叢書 散木奇歌集』(川村晃生解題・平成五年四月・朝日新聞社)がある。

なお、同本は釈教部に一〇〇首の欠脱が推測され、その点においても善本とは言いがたい。

- (4) 冷泉家時雨亭文庫蔵本が草稿本的性格を有するとは言え、『夫木和歌抄』所載の俊頼歌が同系統の伝本からの引用と考えられる等、同系統の伝本が一定程度の流布をみたことと推測されることは、かつて拙稿「夫木和歌抄所引の俊頼朝臣家集について——冷泉家時雨亭文庫蔵『散木奇歌集』をめぐって——」(『藝文研究』第七〇号・平成八年三月)において論じた。

- (5) 関根慶子「散木奇歌集の研究と校本」(昭和二十七年一〇月・明治図書出版)及び「中古私家集の研究」(第四部 散木奇歌集の研究)(昭和四十二年三月・風間書房)による。

- (6) 注(1)の平澤氏の論による。概ね第一類〜第三類が関根根分類の大野広城本系に、第四類が群書類従本系に相当する。

- (7) 阪本龍門文庫蔵甲本、乙本は親子本か、もしくは姉妹本の関係にある。したがって、本稿では煩を避けるために、両者を龍門文庫本と呼ぶこととし、本文の引用には書写年代が若干古い甲本を用いることとする。

- (8) 拙稿「財団法人阪本龍門文庫蔵『散木奇歌集』について」(『国文鶴見』第四一〇号・平成一九年三月、以下本稿では「稿者前稿」と呼ぶ)及び「財団法人阪本龍門文庫蔵『散木奇歌集』翻刻」(鶴見大学紀要〈第一部 国語・国文編〉)第四三三号・平成一九年三月、龍門文庫本甲本を底本とし、同蔵乙本を対校本に用いている。龍門文庫本については、『龍門文庫善本目録』(川瀬一馬編)に載録紹介された後、両本を調査した関根氏が注(5)「中古私家集の研究」において、その奥書から俊頼自筆本、顕昭本に発する伝本であること指摘し、大野広城本系に分類したが、詳細についての報告はされていない。冷泉家時雨亭文庫に現存する三八集三九帖以外にも以下のとおり資経本私家集の存在が直接、間接確認できる。詳細は注(8)拙稿を参照されたい。

『千類集』(尊経閣文庫蔵)／『高光集』(八木書店古書目録)平成五年一二月)／古筆切『兼盛集』『義孝集』『実頼集』(『為頼集』)／『躬恒集』『山家集』『式部史生秋篠月清集』『家隆卿家集』(大東急記念文庫)『禁裡御蔵書目録』、東山御文庫蔵『古官庫歌書目録』／『小野小町集』(冷泉家時雨亭文庫蔵承空本)『小野小町集』(奥書)／『貫之集』上巻『如願法師集』下巻(冷泉家時雨亭文庫蔵本にそれぞれ下巻、上中巻が伝存することから推測される)

- (10) 資経の署名部分は花押と同化しており、やや読みにくい。早く同本の調査をされた関根氏も判読できなかったようで、注(5)「中古私家集の研究」では「この竜門本は永仁十一年二十日に第四巻(?)を書終えた本を原本を想像される」

と指摘するにとどまっている。ただし、なぜか卷六末の奥書の指摘がない。なお、「表紙云」と表紙に奥書が記されていたという点がやや奇異に思われるかもしれないが、資経本私家集の奥書は実際に後表紙に記されている（『源重之集』『朝光集』を除く）。

- (11) 本論との直接の関係はないが、文化一一年（一八一四）京・文台屋太兵衛等刊『六條家二代和歌集』（判紙本。袋綴・二冊。前波黙軒編。文化一〇年清水浜臣及び西村貞堯（静菴）序。文化一〇年黙軒跋）の下冊「藤原清輔朝臣家集」（上冊には「左京大夫顕輔卿家集」）には同様に「一」という合点のようなものが確認され、底本は資経本かとも想像される。ただし、資経本『清輔集』の存在は他の資料では確認されていない。

- (12) 他に村上家蔵本が五冊本であるが、巻一〜巻四が江戸中期の写本、巻五〜巻一〇が江戸後期の写本の取り合わせ本であり、なおかつ巻末に江戸後期写の顕昭註が合綴されている。

- (13) 福田秀一氏は「六句有餘翁」を藤原知家と推測する（『中世和歌史の研究』第一章「鎌倉中期の反御子左派」）「歌書の書写・校訂及び貸借・相伝」・昭和四七年三月・角川書店）。

- (14) 注（2）関根氏『阿波本散木奇歌集 本文校異篇』「阿波国文庫本について」及び注（1）平澤氏『散木奇歌集伝本考（二）』参照。

- (15) 『私家集大成 中古II』「解題」（昭和五〇年五月・明治書院）、「基俊集全釈」「解題」（私家集全釈叢書5 昭和六二年二月・風間書院）を参照。前者では自撰本系統、他撰本系統、中古六歌仙本という名称は用いられず、単に「類本」三類本とする。また後者では、後掲の谷森本、黒川文庫本を自撰本系統の群書類従本系の伝本として扱っているが、書陵部蔵御所本系に分類すべきである。なお、両解題には「藤譚玄」の奥書への言及がない。

- (16) 他に『竹柏園蔵書志』所載「散木集脱漏」がある（現在の所在は未確認）。

- (17) 為景の経歴については、市古夏生氏「冷泉為景とその周辺」（近世文芸30 昭和五四年三月）と同氏「冷泉為景年譜稿（上）」（お茶の水女子大学人文科学紀要46・平成五年三月）に詳しい。以下、本稿中の為景の経歴に関しては市古氏の両論に全般的に拠っている。

- (18) 福田秀一氏「大東急記念文庫蔵『禁裡御蔵書目録』について」（『かがみ』第六号、昭和三十六年八月、後に『日本文学逍遙』（平成一九年九月・新典社）に載録）に拠る。同目録の引用は、大東急記念文庫善本叢書第十二巻『書目集』（昭和五二年一二

月・汲古書院)に拠る。

- (19) 田島公氏「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために」(「禁裏・公家文庫研究第一輯」平成一五年二月・思文閣出版)に拠る。また、東山御文庫蔵『古官庫歌書目録』の引用は久保本秀夫氏「万治四年禁裏焼失本復元の可能性——書陵部御所本私家集に基づく——」(平成二十一年三月『禁裏本と古典学』塙書房)の翻刻を利用した。

- (20) 東山御文庫蔵『古官庫歌書目録』『古春御檐子目録』中の今一部の『散木奇歌集』は二冊本で為景の言う「仙洞新本」に比定したくなるが、同日録はあくまでも禁裏文庫の目録であるので、また別に、おそらくは後水尾院の許にも二冊本の『散木奇歌集』あったと想定した方が良いであろう。さらに想像をたくましくすれば、禁裏二冊本を新たに写した本(副本の作成か)が「仙洞新本」とも考えたくなる。

- (21) 注(19) 田島氏の論に拠る。平林盛得氏の論は「後西天皇集書の周辺」(岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』所収・昭和五七年六月・柏書房)に拠る。

- (22) 注(19) 久保木氏の論を参照。

- (23) 『圖書寮典籍解題』及び『古典研究会叢書私家集 集抄三二(昭和四九年・古典研究会)の伊地知鉄男氏の解題に拠る。』

- (24) 注(1)「散木奇歌集伝本考(一)」参照。